

第 10 章 会 計

(本会の経費)

第 33 条 本会の経費は、会員および役員会の承認を得た寄付金、その他で賄う。

(会費)

第 34 条 会費の額は、総会で決定する。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日を以って終わる。

第 11 章 規約の改廃

第 36 条 本会の規約の改廃は、総会出席会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

第 12 章 支部の設置

第 37 条 本会には支部を設置し、その運営は支部が責任を以って行う。

附 則

この会則は、2009 年 4 月 1 日より施行する。

2017 年 3 月 4 日 改正